

31 静保健介第 6109 号

令和 2 年 3 月 27 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

介護予防支援事業所 管理者 様

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
事業者指導担当課長

新型コロナウイルス感染症に係るサービス担当者会議等の取扱いの
有効期限の延長について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業運営に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、居宅介護支援等におけるサービス担当者会議等について、令和 2 年 3 月 6 日付け 31 静保健介第 5651 号にて本市における取扱いをお知らせしたところです。現在、感染拡大の終息の見通しが立たないため、感染拡大の恐れが減少するまで、当分の間、本取扱いを有効なものとし、下記のとおりお知らせします。

記

1 サービス担当者会議について

感染症防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することを可能とし、居宅介護支援費の算定については、運営基準減算を適用しない取扱いとします。（基準省令第 13 条第 9 号等参照）

2 モニタリングについて

感染症防止の観点から、利用者の居宅を訪問することができない等、やむを得ない理由がある場合については、電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することを可能とし、居宅介護支援費の算定については、運営基準減算を適用しない取扱いとします。（基準省令第 13 条第 14 号等参照）

3 その他

- (1) 本取扱いは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れが減少するまで、当分の間、有効なものとし、また、本取扱いを終了する際は、改めて通知します。
- (2) 本通知の内容は本市の解釈であるため、利用者が他市町村の被保険者である場合には、各保険者に確認してください。

<問い合わせ先>

静岡市保健福祉長寿局健康福祉部

介護保険課事業者指導第 2 係

電話：054-221-1377 FAX：054-221-1298

メール：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp